

「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務委託仕様書

委託者奈良県（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が実施する「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度事業」業務の仕様を次のとおり定める。

1 目的

県内の事業者が感染症に強い事業環境を整備して経済活動を維持できるよう、甲が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な基準に適合する感染予防対策を実施する飲食店等や宿泊施設を甲が認証し、認証ステッカーを交付することにより、施設利用者に対して安心・信頼の提供を実現するとともに、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期復興を後押しする。

2 用語の定義

この仕様書において、次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 飲食店等

飲食店営業又は喫茶店営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の施行日前に、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、同政令の施行日以降の当該許可の継続の際に、同政令の施行に伴い、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を要しないとされた施設を含む。）で、飲食のための客席を有する施設。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア 販売等、その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設

イ 学校、病院、その他の施設において、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設

ウ 次号に掲げる施設において、その宿泊者に対して飲食させることを主たる目的とした施設

(2) 宿泊施設

旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業（旅館業法（昭和23年法律138号）第2条に規定するものをいう。）の許可を受けた施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く。

3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 作業場所等

本業務実施にかかる作業場所、使用機器及び車両等は、乙で準備すること。

5 業務内容

「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の趣旨及び基本的な考え方等を踏まえ、次の認証制度の運用業務を行う。なお、「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の詳細については、次の URL を参照のこと。

<https://corona-ninsho.pref.nara.jp/>

(ア) 事業周知等に係る業務

① 申請に係る問い合わせや制度の周知に関わるホームページ等の運用等を含めた効果的な広報の実施

ア 認証施設の検索及びその取組内容を表示するとともに、申請受付も可能なホームページを運用・改修すること。なお、業務期間終了後において甲によるページ追加及び内容修正等が可能な運用・改修を行うこと。

イ リーフレット等の作成・配布や SNS 広報、テレビ広告など、制度周知に効果的な手法を検討・実施すること。なお、業界を熟知している団体等とともに普及啓発を行うなど、認証件数の増加に資する取組を実施すること。

ウ 「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の基準改正等における認証店舗等（認証申請中の店舗含む）への緊急的な情報伝達手段（メーリングリスト等）を検討・実施すること。

エ 申請は郵送及び web で受付可能とするが、web 申請の奨励及び周知に努めること。

② 事務マニュアル及び FAQ（頻繁に尋ねられる質問の事例）の作成・更新

ア 乙は、甲と協議し、事務マニュアル及び FAQ を作成・更新する。

イ マニュアルは、問い合わせ内容及び甲からの要請により随時更新すること。

ウ マニュアル及び FAQ によりがたい事例の場合は、甲に相談し指示を仰ぐこと。

③ 認証申請に係る各種質疑に対応するための専用窓口の設置・問い合わせ対応、認証内容の審査・現地確認並びにそれに伴う人員の配置

ア 事務局への問い合わせ受付時間は、平日 9 時から 17 時（土日、祝日、年末年始を除く）とし、電話番号は 0 5 7 0 - 0 8 7 - 5 6 7 とすること。

イ 必要人員（想定）

時期	必要人員
令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 3 1 日	最大 6,600 件（新規申請 3,300 件（飲食店 3,000 件、宿泊施設 300 件）、更新申請 3,300 件（飲食店 3,000 件、宿泊施設 300 件））の申請に対応可能な人員

※件数については、見込みとなる。

※対応状況により甲と協議のうえ、適宜増減員すること。

※事務局には、従事者を統括する者を常時配置すること。

※事務局では、消毒液の配置、マスク着用及びパーティションの設置など感染予防対策を行うこと。

※人員配置にあたっては、交付スケジュールに照らし、事務量の多寡を考慮した配置計画とすること。

(イ) 認証業務の運用

- ① 申請内容（新規・更新）の審査及び現地確認（現地確認の際には、奈良県が実施主体であることが明確になるよう、乙において身分証、腕章等を準備すること。また、原則2名体制で現地確認を行うこと。）現地確認時には、調査項目に関する入力や集計について効率的に行う工夫をするとともに、近隣の認証未取得施設に対して「奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の広報周知活動に努めること。
- ② 変更届兼書換交付願の内容確認及び現地確認並びに廃止届の受理
- ③ 調査結果報告書の作成及び甲への報告 ※認証の可否は甲が決定する。
- ④ 審査を終えた申請書類、調査結果報告書等の甲への提出
- ⑤ 認証書及び認証ステッカーの発送又は不認定通知の発送（認証ステッカーは甲がデザインしたものを、乙において印刷すること）
- ⑥ 認証施設の履行状況のチェック（必要に応じ現地調査等を実施）
- ⑦ その他、本業務を遂行するために必要な業務

(ウ) 管理運営業務

- ① 本事業の適切な管理・運営
- ② 甲への定期的な状況報告（申請状況、事業実績報告）

※事務局では、十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること。

(エ) その他

その他、本事業の実施に当たり必要となる一切の業務

6 業務実施体制

事業の実施にあたっては、甲との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 乙は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 業務実施責任者は、申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 業務実施責任者は、甲との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行で

きるよう人員、体制の確保を行うこと。

- (5) 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 業務実施責任者は、経費・事業内容等甲から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- (7) 乙は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- (8) 乙は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を甲に通知すること。

7 その他留意事項

(1) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 秘密の保持

(ア) 本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。

(イ) 乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月30日奈良県条例第32号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、承諾を得なければならない。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応

乙は、委託業務の作業場所において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、直ちに必要な措置を講じるとともに、本業務の運営に支障がないよう人員の再配置等を実施すること。

(6) その他

(ア) 本事業を実施するに当たっては、地方自治法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法令、奈良県暴力団排除条例、奈良県会計規則その他本業務に関連する全ての法令等を遵守しなければならない。

(イ) 甲乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。

(ウ) 乙は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、甲が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支

援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、甲と協議の上定めるものとする。

(エ) 別紙の奈良県公契約条例に関する事項を遵守すること

(オ) 申請等の件数に応じて精算を行う場合があること。

(別紙)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。